平成２３年（フ）第３５６号
神奈川県小田原市蓮正寺602番地　市営葭田住宅１号棟28号
債務者　昆野　理絵
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３７０号
神奈川県厚木市関口115番地１　ダイアパレス本厚木407
債務者　松ヶ野正江（旧姓松元）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３７２号
神奈川県南足柄市塩下324番地１　山崎荘５号
債務者　佐藤ひとみ（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２３号
愛知県一宮市三条字北平１番地１　コーポクリオ105号
債務者　藤井　俊一
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５３号
京都市南区東九条上御霊町58番地８　エステムコート京都駅前ＫＯＴＯ607
債務者　近藤　浩之
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８０号
京都府木津川市梅美台１丁目６番地５　グランファミーユＤ一アムール103号、前住所京都府京田辺市三山木善入山21番地２
債務者　北川　誠樹
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５００号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地６棟504号、前住所京都市西京区上桂三ノ宮町38番地７
債務者　山本　忠市
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地６棟504号、前住所京都市西京区上桂三ノ宮町38番地７
債務者　山本　福子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
京都市伏見区久我石原町１番地37　リバーサイドＨＡＲＵ301号室
債務者　大西　真澄（債務発生時の姓田村）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５６号
京都市南区西九条大国町45番地
債務者　遠藤　忠憲
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５６７号
京都市南区西九条東柳ノ内町46番地　ライズビルサウスポイント303号室
債務者　瀬川　義美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２１号
京都市伏見区向島丸町４番地の７　向島市営住宅８－１棟402号
債務者　森本　道男
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３８号
京都市中京区壬生相合町32　マンション大宮208、住民票上の住所京都市東山区祇園町北側347番地
債務者　岡島　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８６７号
京都市左京区岩倉長谷町311番地５、前住所京都市左京区鹿ケ谷上宮ノ前町341番地　壱刻館401
債務者　田中　　敦
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８３号
京都市南区東九条北松ノ木町８番地　青山マンション内308
債務者　竹内　正次
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
香川県高松市牟礼町原1674番地３　サンリット陽Ａ102号室
債務者　槇本　　藍
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１号
長崎県五島市奈留町船廻938番地２
債務者　丸山　繁則
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　長崎地方裁判所五島支部